

新型コロナウイルス感染症に係るイベントや集会の開催及び  
公共施設の利用における対策について

【イベントや集会の開催について】

1. 対策内容

当面の間、下記①～③の全てに該当する、または④に該当する、町が主催するイベントや集会は、原則中止または延期とし、外郭団体等が主催する同様のものについては、中止または延期を要請する。

- ①換気の悪い「密閉空間」
- ②多数が集まる「密集場所」
- ③間近で会話や発声をする「密接場所」
- ④不特定多数が参加する

2. 備考

- 1) 各省庁等からイベントや集会の開催に関する方針等が示されている場合は、この限りではない。
  - 2) 上記①～③の全て、または④に該当しない場合でも、所管課判断による中止や延期は妨げない。
  - 3) 中止や延期が困難な場合は次のような工夫をし、感染対策を徹底する。
    - ・定期的な換気をする。
    - ・参加者等の間隔を1m以上離す。
    - ・対面しないレイアウトにする。
    - ・氏名、連絡先等を記入する受付名簿等を作成し、参加者を特定する。
    - ・懇親会等の会食は中止する(弁当の持ち帰り等への切り替えも考慮する)。
    - ・開催時間短縮や、参加者少人数化など、規模縮小する。
    - ・参加時に参加者の体温や症状の有無を確認し、具合の悪い方の参加を認めない。
    - ・過去2週間以内に発熱や風邪で、受診や服薬等をした方は参加しない。
    - ・共有物の適正な管理又は消毒の徹底をする。
- ※上記は例であり様々な工夫が考えられる。

## 【公共施設の利用制限について】

### 1. 対策内容

公共施設（屋内）の利用制限を、令和2年4月6日まで延長する。

### 2. 制限内容

- 小中学生及び高校生の利用を原則禁止する。
- 小中学生及び高校生以外の利用は制限しないが、「イベントや集会の開催について」の「2. 備考」中に示す工夫を参考に、感染対策をお願いする。

### 3. 備考

所管課の判断で、上記「制限内容」以上の制限をすることを妨げない。検討の際は、「イベントや集会の開催について」の「2. 備考」中に示す工夫を参考にすること。

※当該対策は、新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりなど、発生状況等に応じて適宜見直すこととする。